別表(十勝中部広域水道企業団告示第 10 号)

| 1 | 工事番号 | 1 | | | |
|---|--------------------------|--|---|---|---|
| 2 | 工事概要 | 工事名 | なかとかち浄水場薬品注入設備改修工事 | | |
| | 工手队及 | 工事場所 | | 内西 1 線328番地(なか | たかた海水県) |
| | | 工事内容 | ·電気設備改修工事 - ·機械設備改修工事 - | 一式(電力設備・計装設 | 備·監視制御装置) |
| | | 工期 | | 日が土曜日、日曜日及 3和2年3月23日 まで | び休日の場合は、 |
| 3 | 予定価格 | (10%消費税込み 額) | 182,435,000 円 | | |
| 4 | 発注方式 | | 共同企業体施工 | | |
| | | 構成員の数 | 3 | | |
| 5 | 参加資格要件 | | 代表者 | 構成員 | 構成員 |
| | | 工種 | 電気工事 | 電気工事 | 電気工事 |
| | | 等級 | A等級 | A等級 | A等級 |
| | | 所在地 | 十勝管内に建設業許 可の本店を有する者 であること。 | 十勝管内に建設業許 可の本店を有する者 であること。 | 十勝管内に建設業許 可の本店を有する者 であること。 |
| | | 施工実績 ※平成16年4月1日以降に工事が完成、引渡しが済んでいるもの。 (共同企業体ででしたといるを正したとするときは構成員とと当該として出資比率が20%以上の場合に限る。) | 公共を 生生を 生生を 生生を 生生を 生生を 生生を 生生を 生 | 上下水道施設での電 気設備工事におい て、元請としての施 工実績があること。 | 上下水道施設での電 気設備工事におい て、元請としての施 工実績があること。 |
| | | 技術者 | 告示文を参照のこ と。 | 告示文を参照のこ と。 | 告示文を参照のこ と。 |
| | | 当該工事に係る設計 業務等の受託者 | 株式会社日水コン 帯 | 広事務所 | |
| 6 | 入札参加意思 の確認 | 入札参加意思表明書 | 提出が必要 | | |
| 7 | 入札参加資格 申請のその他 必要書類 | 資本関係・人的関係 調書 | 提出が必要 | | |
| | | 特定建設工事共同企 業体協定書 | 提出が必要 | | |
| | | 実績書 | 提出が必要(入札後、最低価格入札者のみ) | | |
| | | | | 及び全ての構成員)(入 | |
| 8 | 入札書以外の 指定書類 | 工事費内訳書 | 提出が必要 | | |

| 9 | 落札者の決定方法 | | 当該契約の内容に適合した履行を確保するため、あらかじめ帯広市低入札価格調査及び最低制限価格実施要綱(平成20年4月1日制定)に規定する調査基準価格を設けるものとし、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により本工事に係る契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行なった他の者のうち最低の価格をもって入札を行なった者を落札者とすることがある。また、失格判断基準を下回る入札を行った者については落札者とせず、失格の扱いとする。 |
|----|--|--------------------------------|--|
| | | 低入札価格調査にお ける失格判断基準の 適用区分 | |
| 10 | 契約締結に関する事項 | 契約締結期限 | 落札決定の通知を受けた日から7日後(7日後が土曜日、日曜日 及び休日の場合は翌開庁日)まで。 期限までに契約を締結しないときは、落札を取り消す。 |
| | | 契約保証金 | 納付(ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。) |
| 11 | 前払金、中間 前払金及び元年 り月30日は支払が り月30日は支払が り月30日は大田では が が が が が が が が が が が が が が が が が が が | 前払金 | 契約金額が250万円以上の工事については、請求により契約金額 の4/10の範囲において前金払をする。 |
| | | 中間前払金 | 契約金額が250万円以上かつ工期が90日以上の工事で市が定める要件を満たす場合には、請求により前金払に加え工事代金の2/10の範囲において追加的に前払いすることができる。ただし、部分払との併用はできない。 |
| | | 部分払 | 契約金額が1,000万円以上の工事について、出来形部分の工事金額500万円を超えるごとに部分検査を行い、その9/10以内に相当する金額の部分払をすることができる。ただし、部分払は2回を限度とする。 |
| 12 | 建設工事に係る資材の再資源化等に 関する法律(建設リサイクル法)に 規定する対象工事 | | 対象工事である |
| | 3 注意事項 | | (1)告示本文及び入札説明書を参照のこと。 (2)本工事は、「公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度及び地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡承諾等に関する事務取扱」の対象工事である。 (3)落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 |
| 14 | 14 施工担当課 | | 総務課 |